

# 第1回 東京都版市場化テスト監理委員会 次第

日 時 平成19年7月24日(火) 9時30分～

場 所 第一本庁舎33階 特別会議室N2

## 議 題

- 1 モデル事業（事業実施予定者選定までのプロセス）の検証事項に関する検討状況について
- 2 公共職業訓練（平成20年度事業）の市場化テストモデル事業の実施について
- 3 東京都版市場化テストの今後の進め方について
- 4 その他

### <配布資料>

- 資料1 モデル事業（事業実施予定者選定までのプロセス）の検証事項に関する検討状況について
- 資料2 公共職業訓練（平成20年度事業）の市場化テストモデル事業の実施について
- 資料3 民間事業者等からの意見募集結果について

### <参考資料>

- 参考1 東京都版市場化テスト監理委員会設置要綱
- 参考2 東京都版市場化テスト監理委員会委員名簿
- 参考3 平成19年度の予定スケジュール
- 参考4 東京都版市場化テストに関する指針作成にあたっての留意事項
- 参考5 他道府県における市場化テストの取組状況

## モデル事業（事業実施予定者選定までのプロセス）の 検証事項に関する検討状況について

平成 19 年 3 月 15 日に開催した第 3 回東京都版市場化テストモデル事業監理委員会において提示した検証事項の検討状況は以下のとおり。

区 分	検 証 事 項 ・ 方 向 性
市場化テスト制度 全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 市場化テスト制度についての PR の工夫           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門学校等へのアンケート調査の結果、東京都版市場化テストモデル事業に関する認知度は約 76%であり、ある程度認知されている。</li> <li>・ 今後、市場化テストの実施にあたっては、対象事業に関連する業種の民間事業者等に対し、市場化テストの取組を積極的に PR していく。</li> </ul> </li> </ul>
入札手続き関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 十分な入札手続き期間の確保           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札スケジュールの前倒しにより、十分な手続き期間を確保するとともに、入札説明会等において手続き方法を周知する。</li> </ul> </li> <li>◇ 入札関連情報の提供方法の改善           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札関連情報の掲載場所（HP）を集約し、民間の入札参加者が閲覧しやすい環境を整備する。</li> </ul> </li> </ul>
過去の事業実績の 開示（コスト情報）	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ コスト算定内訳のチェック体制           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監理委員会において、実施要項の記載内容として確認を行う。</li> </ul> </li> </ul>
対象事業所管部署 の提案内容のチェ ック	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 対象事業所管部署の提案内容のチェック体制           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案にあたり、間接部門費の算定において実施要項（過去の事業実績）と異なる積算をする場合、入札関係書類提出前に、その考え方について、監理委員会へ報告する。</li> </ul> </li> </ul>
技術審査委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 技術審査委員会の所管部署           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「官民競争入札」の場合は、事業実施局総務部門とする。</li> </ul> </li> <li>◇ 地方自治法施行令 167 条の 10 の 2 の規定に基づく、総合評価一般競争入札を採用した場合に必要な学識経験を有する者の意見聴取           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術審査委員会において実施する。</li> </ul> </li> </ul>
訓練カリキュラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 民間事業者等の創意工夫の反映           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都の訓練として、一定の均質性・統一性を確保するため、民間事業者等の創意工夫については、昨年度と同様、訓練基準の 30%以内の範囲で盛り込むものとする。</li> </ul> </li> <li>◇ 訓練基準の精査           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練基準に関する民間事業者等の意見やモニタリング結果については、必要に応じて、訓練基準検討の場に報告・審議し、見直しに取り組んでいく。</li> </ul> </li> </ul>

区 分	検 証 事 項 ・ 方 向 性
その他	◇ 官の提案内容の直営訓練科目への反映 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場化テストに取り組むことで、関係職員のコストや業務点検に関する意識の向上が図られた。</li> <li>・ 一部の校から提案のあったシラバスの提示は、他科の科目案内作成の際において、有効な資料としていく。</li> </ul>

※ 検証事項のうち、「平成 19 年度の実施方針策定前に検証すべき事項」としたもの

※ 「予算措置の手法の検討」については、現在検討中

## 公共職業訓練（平成 20 年度事業）の市場化テストモデル事業の 実施について

### 1 平成 18 年度に「官民競争入札」を実施した科目（7 科目）

- ・ 事業実施後の評価が定まっていないため、平成 20 年度事業については、平成 19 年度に民間が実施している科目は民間により実施し、都が実施している科目は都が引き続き実施するものとする。
- ・ 民間事業者の選定については、質と価格の両面で最も優れた者を選定するため、昨年度と同様、総合評価一般競争入札による。
- ・ 平成 21 年度以降の取扱いについては、平成 19 年度事業の実施状況及び評価を踏まえ検討する。

科 目	19 年度事業	20 年度事業
ネットワーク構築科（中央・城北職業能力開発センター有明分校） 貿易実務科（中央・城北職業能力開発センター有明分校） 医療事務科（中央・城北職業能力開発センター） ビジネス経理科（中央・城北職業能力開発センター高年齢者校） 経営管理実務科（中央・城北職業能力開発センター高年齢者校） 経営管理実務科（多摩職業能力開発センター府中校）	民間事業者による実施	民間事業者による実施 ※総合評価一般競争入札
医療事務科（多摩職業能力開発センター八王子校）	都の所管部署による実施	都の所管部署による実施

#### 〔参 考〕 民間事業者の選定スケジュール（予定）

- |                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| ・ 監理委員会（実施要項案等）   | 平成 19 年 8 月下旬～9 月上旬 |
| ・ 入札公告            | 〃 9 月下旬             |
| ・ 事業計画書等の提出       | 〃 11 月下旬            |
| ・ 監理委員会（事業計画書の評価） | 〃 12 月上旬            |
| ・ 開札（事業実施予定者の決定）  | 〃 12 月中旬            |

## 2 他の訓練科目

### (1) 短期課程訓練（6ヶ月コース）

- ・ 専門学校等へのアンケート調査の結果、民間の受け皿があると考えられる科目についての所管局の見解は下表のとおり。（アンケート調査の結果は別紙のとおり）

科目名	所管局の見解
OAソフト管理	市場化テストモデル事業により民間開放を進める。
建築CAD 介護サービス 財務管理	現在、介護サービス及び財務管理については今年度、CAD系科目については平成20年度までを目途に、対象者の変更や、訓練基準・実施規模の見直し、科目再編等に取り組んでいるところであり、準備が整った時点で、民間開放の検討対象としていく予定 ※ 監理委員会委員の意見を踏まえ、表現を修正した。

※ 民間事業者からの回答数が3以上の科目

- ・ 短期課程訓練（6ヶ月コース）の市場化テストモデル事業は、平成19年4月から開始したところであり、事業実施後の評価が定まっていないため、OAソフト管理科については、引き続き、市場化テストモデル事業の一環として、総合評価一般競争入札により事業実施者を選定する。
- ・ ただし、平成18年度に実施した「官民競争入札」の結果や、4月からの民間事業者による実施状況等を踏まえ、今回は、都の所管部署の参加を見送り、民間事業者間での競争入札とする。
- ・ 今後、短期課程訓練（6ヶ月コース）については、今年度実施しているモデル事業の実施状況等を踏まえ、民間委託の効果的活用に向けた方針を明らかにしていく。

### (2) 普通課程訓練

厚生労働省における職業能力開発校の柔軟な運営等についての見解がまだ示されていないため、今後、厚生労働省の検討状況を踏まえつつ取扱いを検討していく。

（参考）公共サービス改革法に基づく意見聴取に対する厚生労働省回答

都道府県職業能力開発校の運営に関して、公共職業訓練が雇用対策におけるセーフティネットとして重要な役割を果たしていることを踏まえ、時代のニーズ、地域の産業構造の変化等に的確に対応した技能の習得を図ることができ、効果的・効率的な職業能力開発を推進することが可能となるよう、柔軟な科目改編、多様な外部人材の活用などの方策について、管理運営の外部委託を含め、その適正な運営を確保することが可能かどうかにつき、地方公共団体の意見を踏まえつつ、検討を行う。（平成19年度のできるだけ早期に結論）

## 専門学校等へのアンケート調査結果について

### 1 調査対象

都立職業能力開発センターで実施している公共職業訓練分野に関連する都内専門学校、各種学校等

### 2 調査時期

平成19年6月

### 3 送付件数

96件

### 4 回答状況

41件（回答率42.7%）

### 5 アンケート調査項目及び結果概要

（東京都版市場化テストの認知度）

Q1 平成18年度に、東京都版市場化テストモデル事業として、都立職業能力開発センター（旧都立技術専門学校）の公共職業訓練業務について「官民競争入札」を実施したことはご存知ですか。

選択肢	回答数	割合
知っている	31	75.6%
知らない	10	24.4%

（東京都版市場化テストへの関心）

Q2 今後の公共職業訓練業務における市場化テストの実施について、関心はありますか。

選択肢	回答数	割合
関心があり、参加してみたい	13	31.7%
関心はある	19	46.3%
関心ない	9	22.0%

(民間が参加可能な訓練科目)

Q3 今後、新たな対象科目を選定し、市場化テストを実施する予定です。それに関連し、都立職業能力開発センターの訓練科目(別添資料を参照)のうち、貴校(社)で実施可能と考えられる科目はありますか。

(適正な契約期間)

Q4 Q3で記入した訓練科目について、初期投資等を踏まえ必要と考えられる契約期間※はどの程度でしょうか。

NO	Q3 実施可能な訓練科目名		Q4 適正な契約期間		
	科目名	回答数	6ヶ月～ 1年間	2年間 以上	具体的 年数
1	財務管理	8	7	1	2年
2	OAソフト管理	6	6		
3	介護サービス	3	2	1	2年
4	建築CAD	3	4		
5	CAD製図	2	2		
6	DTP	2	2		
7	若年者就業支援(福祉サービスコース)	1		1	2年
8	若年者就業支援(自動車整備コース)	1	1		
9	三次元CAD	1	1		
10	インテリアリフォーム	1	1		
11	ネットワーク施工	1	1		

注1 Q2で「関心があり、参加してみたい」と回答した者の回答数

注2 回答数の多い順で表記

注3 Q4について、回答の記入が無いものや、複数回答があったため、Q3の回答数とQ4の回答数の計は一致しない。

## 民間事業者等からの意見募集結果について

### 1 意見募集の概要

(1) 対象事業

東京都の事務事業全般

(2) 意見募集期間

平成 19 年 5 月 2 日～ 5 月 31 日

(3) 意見募集事項

- ・ 民間で実施可能と考えられる事務事業の内容
- ・ 民間での実施を可能とするための条件
- ・ 関連する事業実績
- ・ その他要望、提案など

(4) 意見の提出主体

意見を提出する事務事業について、自らが的確に実施できる能力を有する者

### 2 募集結果

(1) 件数

16 件

※ この他に、都の事務事業以外に関する意見が 1 件寄せられた。

(2) 意見の概要

別添プレス発表資料のとおり

平成 19 年 5 月 2 日

総 務 局

## 東京都事務事業の民間開放の可能性に係る意見募集について

### －東京都版市場化テストの本格導入に向けて－

東京都では、「行財政改革実行プログラム」（平成 18 年 7 月策定）に基づき、公共サービスの質の向上とコストの縮減を図るため、官と民との競い合いを実現する「東京都版市場化テスト<sup>(注1)</sup>」の導入を進めています。

平成 18 年度には、モデル事業として、都立職業能力開発センター（旧都立技術専門学校）の公共職業訓練業務について「官民競争入札」を実施し、落札した民間事業者が平成 19 年 4 月から事業を開始しています。

今後、市場化テストを本格導入していくにあたり、対象事業選定の参考とするため、都の事務事業全般に関し、民間で実施可能と考えられるものや、民間での実施を可能とするための条件などについて、広く意見を募集します。

（注 1）市場化テストとは、公共サービスについて、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、質・価格の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担う仕組みです。

平成 18 年 7 月に施行された「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」においては、地方自治体の対象となる業務は、現時点では住民票の交付などの窓口業務に限定されているため、都では、同法によらない独自の仕組みによる導入の検討を進めています。

#### 【意見募集の内容】

##### 1 対象事業

東京都の事務事業全般

※ 事務事業の概要は、総務局行政改革推進部ホームページをご覧ください。

<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/02gyokaku/index.htm>

##### 2 意見募集事項

- ・ 民間で実施可能と考えられる事務事業の内容
- ・ 民間での実施を可能とするための条件  
（従来の実施状況に関する情報の開示、参入を阻害する法令の規制緩和など）
- ・ 関連する事業実績
- ・ その他要望、提案など

### 3 意見の提出主体

意見を提出する事務事業について、自らが的確に実施できる能力を有する者であれば、民間事業者等、どなたでも可能です。

### 4 意見提出方法

様式に必要事項をご記入のうえ、以下の提出先までメール、FAX又は郵送でご提出ください。

※ 様式については、総務局行政改革推進部ホームページをご覧ください。  
(<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/02gyokaku/index.htm>)

※ メールで提出する場合は、件名に「市場化テスト意見」とご記入ください。

<提出先>

東京都 総務局 行政改革推進部 行政改革課

〔住 所〕 〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎14階

〔FAX〕 03-5388-1273

〔電子メールアドレス〕 [S0000014@section.metro.tokyo.jp](mailto:S0000014@section.metro.tokyo.jp)

### 5 意見募集期間

平成19年5月2日（水）から5月31日（木）まで

※ 上記の募集期間経過後も、継続して意見を受け付けます。

### 6 提出された意見の取扱い

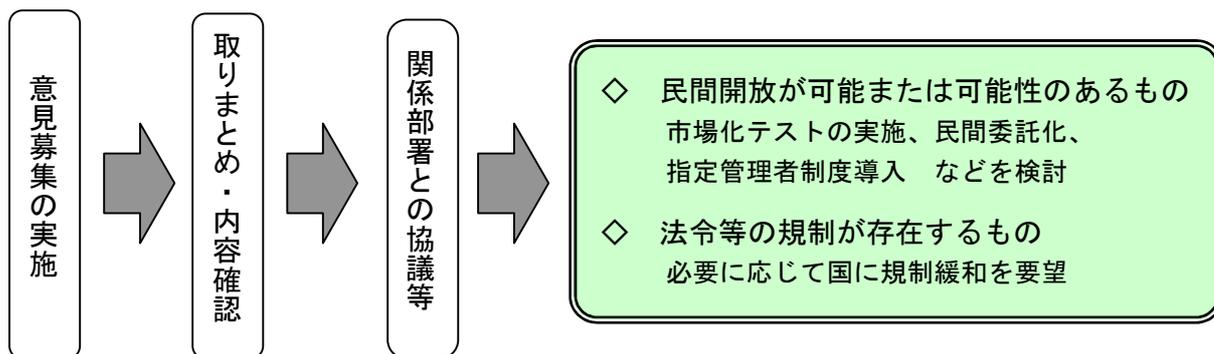
(1) 意見が提出された事務事業については、関係部署と協議を行うなど、民間開放の可能性について検討を行います。

民間開放が可能または可能性があると思われるものについては、市場化テストの実施や民間委託化、指定管理者制度やPFIの導入などの検討を進めていきます。また、法令等の規制が存在するものについては、必要に応じて国に規制緩和を要望していきます。

(2) 募集結果については、取りまとめの上、意見の概要及びそれに対する都の見解について、第三者を入れた市場化テスト監理委員会<sup>(注2)</sup>の意見を聴いた上で、東京都総務局行政改革推進部ホームページで公表する予定です。ただし、意見提出者の氏名・名称や個々の意見の詳細については公表しません。

(注2) 市場化テストにおいては、その手続きの公平性・中立性・透明性を確保するため、対象事業の選定から事業実施後の評価までの各実施過程において、第三者を入れた市場化テスト監理委員会の意見を聴くこととしています。

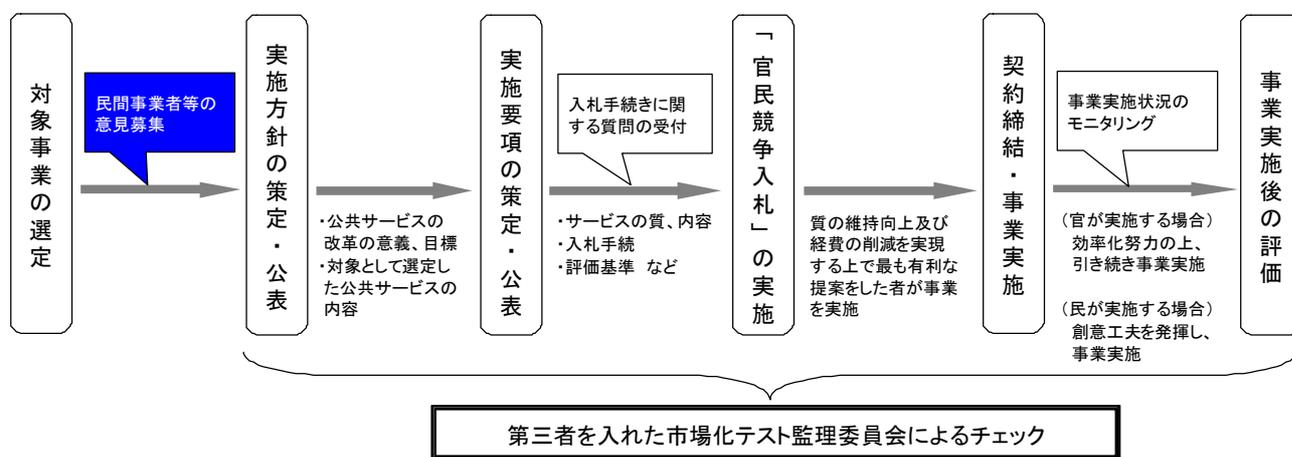
<意見募集の流れ>



7 その他

今回の意見募集は、「官民競争入札」への実際の参加手続きとは別のものです。今回意見を提出された民間事業者等の方々であっても、入札が実施されることとなった場合に参加しないことになっても差し支えありません。また、事業者の選定において、有利または不利に扱われることはありません。

<参考> 東京都版市場化テストの流れ



<問合せ先>

総務局行政改革推進部副参事(行政改革担当) かんべしやま 上林山(03-5388-2321、24-220)

平成 19 年 6 月 15 日  
総 務 局

## 「東京都事務事業の民間開放の可能性に係る意見募集」の結果について

東京都では、都の事務事業全般に関し、民間で実施可能と考えられる事務事業の内容等について、5月2日から5月31日までの期間で、意見募集を実施しました。

その結果、以下のとおり意見が寄せられましたのでお知らせします。

### 1 件 数

16件

※ この他に、東京都の事務事業以外に関するご意見が1件寄せられました。

### 2 意見の概要

別紙のとおり

### 3 提出された意見の取扱い

今後、意見が提出された事務事業について、関係部署との協議や、市場化テスト監理委員会<sup>(注)</sup>の意見を踏まえた上で、民間開放の可能性について検討を行い、都の見解を公表します。

(注) 市場化テストにおいては、その手続きの公平性・中立性・透明性を確保するため、対象事業の選定から事業実施後の評価までの各実施過程において、第三者を入れた市場化テスト監理委員会の意見を聴くこととしています。

<問合せ先>

かんべしやま

総務局行政改革推進部副参事(行政改革担当) 上林山(03-5388-2337、24-220)

## 【民間事業者からいただいた意見】

NO	事務事業	内 容
1	職員研修業務	新人職員向けの研修プログラム企画、設計から研修の実施まで
2	I Tヘルプデスク	職員向けのI Tヘルプデスク業務（電話受付・回答）
3	都設置P Cについての操作Q/A対応	都設置P C（T A I M S）に関する質問対応、P C管理 など
4	庁舎の維持管理業務	庁舎等保全業務の包括的・長期的な実施（修繕計画の立案、予算書作成、修繕業務の実施まで）
5	施設工事の進行促進・技術的支援	施設営繕等の計画立案から実行管理、施設環境改善（防災・セキュリティー対策、レイアウト改善など）
6	税の催告業務	民間のコールセンターの活用による、税の滞納者に対する催告
7	データエントリー業務	税、水道（収納）等の異動データの入力 など
8	税収納等のプリント業務	自動車税、水道（収納）他のプリント、封入、代行発送
9	児童会館の運営業務	児童会館事業の計画立案から運営、建物管理を含む管理全般
10	窓口業務 （建設事務所管理課）	管理課窓口業務代行（道路台帳の閲覧、複写サービス、各種証明書の発行、道路占用許可申請 など）
11	広報・広聴業務	水道局の広報及び広聴に関することの企画立案から運営までの事業の実施
12	図書館の運営業務	指定管理者制度による都立図書館の運営、I Cによる資料管理・貸出業務の自動化 など
13	職業訓練・就職支援業務	民間のコールセンター業務を通じた社会人としての基本スキルとコールセンタースキルを定着させる新規訓練科目
14	民間の業務プロセスをベースとしうる業務	民間の業務プロセスをベースとしうる業務の外部化（研修、債権回収、文書管理、人事業務など） ※ 現在の業務プロセスの可視化、I Tを活用した業務最適化を前提
15	コールセンターを活用した包括的コンタクトセンター事業	インバウンド機能（住民問い合わせ対応）に加え、アウトバウンド機能（都政アンケートの実施、都民への確認、各種督促などの代行）を備えた包括的コンタクトセンターの提供
16	コールセンター業務	都民向けコールセンター（電話受付・回答）業務

## 東京都版市場化テスト監理委員会設置要綱

### (目的)

第1 この要綱は、東京都版市場化テストの実施について、その透明性、中立性及び公正性を確保するために設置する東京都版市場化テスト監理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (所掌事項)

第2 委員会は、東京都版市場化テストの実施に係る以下の事項に対する監理を行うものとする。

- (1) 対象事業の選定
- (2) 実施方針の策定
- (3) 実施要項の策定
- (4) 都の対象事業所管部署及び民間の入札参加者の事業計画書に対する評価
- (5) 事業実施のモニタリング
- (6) 事業実施後の評価
- (7) 東京都版市場化テストモデル事業に関すること

### (組織)

第3 委員会は、5名以内で組織することとし、外部の有識者、総務局行政改革推進部長及び財務局経理部長をもって構成する。なお、委員のうち半数以上は外部から選任するものとする。

2 専門的な見地から意見を聴取するため必要があるときは、委員会に、対象事業に精通した専門委員を置くことができる。

### (委員の任期等)

第4 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 専門委員の任期は2年を上限とし、当該事業に関し監理を行う期間とする。ただし、再任を妨げない。

### (委員長)

第5 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

(会 議)

第6 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員及び専門委員以外の者を委員会に出席させることができる。

5 委員及び専門委員は、委員会の所掌事項のうち、以下に掲げる者に関係する事項については関与することができない。

① 委員または専門委員が代表権を有する役員である法人

② 委員または専門委員が総株主または総出資者の議決権の過半数を有する法人

6 委員会の会議は原則公開とする。ただし、東京都情報公開条例（平成11年3月19日条例第5号）第7条に規定する非開示情報が含まれる事項を議題とする場合は非公開とする。

7 委員会の会議録及び会議資料は原則公開とする。ただし、非開示情報が記録されている場合は、当該部分は非公開とする。

(禁止事項)

第7 委員及び専門委員は、委員会を通じて知った情報を公表してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶 務)

第8 委員会の庶務は、総務局行政改革推進部行政改革課及び財務局経理部総務課において処理する。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の実施に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定めるものとする。

(付 則)

この要綱は、平成19年7月10日から施行する。

## 東京都版市場化テスト監理委員会 委員名簿

(平成 19 年 7 月 24 日現在)

	氏 名	役 職
委 員	根本 祐二	東洋大学教授
〃	灰原 芳夫	公認会計士
〃	松崎 茂	東京都総務局行政改革推進部長
〃	新田 洋平	東京都財務局経理部長
専門委員	有我 明則	社団法人東京都専修学校各種学校協会事務局次長

平成19年度 予定スケジュール

項目	平成19年										平成20年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
東京都版市場化テスト 監理委員会				委員会設置 第1回	第2回				第3回	第4回			
公共職業訓練	【短期課程訓練】	専門学校等アンケート (科目検討)		状況報告		(厚生労働省の見解に応じ検討)							
他の対象事業の選定	民間事業者等 意見公募	所管局見解の照会		状況報告	状況報告	(見解がまとまり次第公表)							
東京都版市場化テスト に関する指針の作成		検討・調整						内容報告	指針作成				
モデル事業 (20年度事業) 事業者の選定				(実施要項案の作成)	実施要項案	入札公告	事業計画書締切	開札	評価案				
モデル事業 (19年度事業) のモニタリング	前期訓練	訓練実施(4月～9月)		実施状況のモニタリング		アンケート	就職状況把握(修了後3ヶ月)	就職率把握	結果報告	モニタリング結果 の公表			
						後期訓練		訓練実施(10月～3月)		実施状況のモニタリング			

## 東京都版市場化テストに関する指針作成にあたっての留意事項

これまでのモデル事業の経験等を踏まえ、東京都版市場化テストの本格導入に向け、その手続き等を定める指針を作成する。

モデル事業については、基本的に公共サービス改革法の趣旨に沿った仕組みにより実施したところであるが、本指針の作成にあたっては、下表に掲げる事項に留意する必要がある。

留意事項	内 容
入札関係書類の評価を行う部署（情報遮断措置の運用）	<p>「官民競争入札」における公正性を担保するため、入札関係書類の評価は、対象事業所管部署以外（モデル事業では総務部門）で行うことが妥当と考えられる。</p> <p>しかし、対象事業の詳細な内容を把握していない部署が的確な評価を行うためには、かなりの労力を要したところである。</p>
入札手続きの複雑さ	<p>地方自治法等に基づく「官民競争入札」は、総合評価一般競争入札によることが前提とされている。（内閣府「地方公共団体における官民競争入札等のFAQ」より。）</p> <p>しかし、同入札方式は手続きが複雑かつ長期間を要し、市場化テストの積極的な採用の妨げとなる可能性がある。</p>
事業実施後の評価が出る前の取扱い	<p>市場化テストの実施期間を単年度とした場合、事業実施後の評価を行うのは実施期間終了後であるが、その前に、翌年度の事業者を選定する必要があるため、選定方法の考え方を明確化する必要がある。</p>
インセンティブ等の考え方	<p>サービスの質の維持向上のため、インセンティブやディスインセンティブの導入が有効と考えられる。</p> <p>ただし、対象事業所管部署が実施する場合、実施結果によって予算が増減するわけではなく、民間側にだけインセンティブ等を適用することの考え方を整理する必要がある。</p>

## 他道府県における市場化テストの取組状況

他の道府県における市場化テストの取組状況は以下のとおり。

道府県名	比較形式	対象業務	取組の内容
北海道	民間競争入札 ※人材派遣	【モデル事業】 ・ 特定疾患等医療受給者証の申請にかかる審査等業務 ・ 農業試験場における農業技能業務	・ 18年度にモデル事業を実施 ・ 今年度、対象業務の選定に向け民間意見募集を実施
愛知県	官民競争入札	【モデル事業】 ・ 職員研修業務 ・ 旅券申請窓口業務	・ 民間意見を参照に、対象事業を選定 ・ 今年度中に官民競争入札を実施
大阪府	民間提案型 アウトソーシング	・ 職員研修業務 ・ 自動車税事務所の催告事務 ・ 高等職業技術専門学校テクノ講座 ・ 建設業許可申請の受付等業務	・ 今年度、左記の4業務について民間提案を受け付け、直営実施と比較し民間が優れている場合は民間競争入札を実施
和歌山県	官民競争入札	【モデル事業】 ・ 新庁舎の管理運営業務	・ 18年度にモデル事業を実施

※ 各道府県ホームページより